

第23回 京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成28年3月29日(火)
午後2時～午後3時45分
場 所 消費生活総合センター 研修室

1 挨拶

○板倉共生社会推進担当部長

皆さん、こんにちわ。

只今から、第23回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様には、年度末のお忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます共生社会推進担当部長の板倉でございます。

最初に、当懇話会は、公開とさせていただいております。既に御着席いただいておりますが、市民の方の傍聴がございますので、御理解のほどお願い申し上げます。それでは、開会に当たりまして、京都市を代表しまして、寺井文化市民局長から御挨拶を申し上げます。

○寺井文化市民局長

本日は、たいへんお忙しい中、第23回京都市人権文化推進懇話会に御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本市の人権行政の推進に当たりましては、常日頃から、多大な御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

本懇話会につきましては、本年1月に委員の改選をさせていただきまして、新たに4名の方に委員に御就任いただいております。本日は、新委員の皆様にお集まりいただいた、初めての懇話会となりますが、引き続き、委員をお願いいたします皆様とともに、本市の人権行政の推進に格別の御協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

さて、京都市では、昨年2月に策定しました「京都市人権文化推進計画」に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化の息づくまち・京都」をつくっていくために、委員の皆様の御協力も得て、様々な取組を着実に進めております。

平成27年度におきましては、本年4月からの障害者差別解消法の施行に向けて京都市全体として統一的な考え方の下に必要な対応・取組をしていくための「京都市対応要領」の策定やフェイスブックを活用した幅広い市民の方への人権情報の周知などの取組を進めてまいりました。

しかしながら、新聞やテレビ等でも報道されているとおり、子どもへの虐待、街頭でのヘイトスピーチ、インターネット上での悪質な書き込みなど、未だに多くの人権にかかる課題が発生していることに加え、少子高齢化、グローバル化、所得格差の顕在化等により人権上の課題は、複雑・多様化しております。

このような状況をみますと、私たち行政は、人権の大切さを市民一人ひとりが認識し、自分の人権と同じ様に他人の人権を考えることのできる「人権文化

の息づくまち・京都」の実現に向けて、人権課題の状況を的確に把握し、各部署が縦割りではなく、横断的に、オール京都で解決に取り組んでいくことが、改めて重要であると痛感しております。

本日は、お手元の次第にもございますように、人権文化推進計画に基づく平成28年度の事業計画について御説明させていただく予定としております。委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴して、平成28年度における本市の取組がより効果的なものになるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、懇話会の開催に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○板倉共生社会推進担当部長

ただ今局長の挨拶にもございましたとおり、今回は委員改選後、初めて開催する懇話会となりますので、私の方から委員の皆様を順番に御紹介させていただきます。なお、五十音順に御紹介させていただきます。

弁護士の安保千秋様でございます。

大谷大学文学部教授の岩渕信明様でございます。

京都女子大学発達教育学部教授の表真美様でございます。

市民公募委員の小山裕太様でございます。新たに委員に御就任いただきました。

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団常務理事の直野信之様でございます。

日本労働組合総連合会京都府連合会副会長の森建史様でございます。新たに委員に御就任いただきました。

立命館大学大学院法務研究科教授の薬師寺公夫様でございます。同じく、新たに委員に御就任いただきました。

市民公募委員の山森亜紀子様でございます。同じく、新たに委員に御就任いただきました。

なお、特定非営利活動法人多文化共生センターきょうと代表の重野亜久里様、龍谷大学法学部教授の矢野昌浩様につきましては、本日所用のため御欠席でございます。

それでは、議事に入ります前に、座長、副座長の選出をさせていただきます。

京都市人権文化推進懇話会開催要綱におきまして、座長、副座長は、市長が指名することとなっておりますので、事務局から指名させていただきます。

座長につきましては、薬師寺先生に、副座長につきましては、岩渕先生にお願いしたいと存じます。薬師寺先生、岩渕先生、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、薬師寺座長に議事を進行していただきます。よろしくお願い

申し上げます。

○薬師寺座長

最初に、事務局の方から資料の確認と、議題の説明をお願いします。

○板倉共生社会推進担当部長

資料の確認をさせていただきます。

資料として「京都市人権文化推進計画」の概要版と本冊、資料1として「京都市人権文化推進計画 平成28年度事業計画」、資料2として「参考：平成28年度各局区別取組事業一覧」という横書きの資料がございます。また、懇話会の委員名簿と開催要綱も併せてお配りしております。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。人権文化推進懇話会は、人権文化推進計画に基づいて進めております人権施策の効果的な推進に向けて、外部の視点から客観的に本市における人権施策の進捗状況の確認、点検、評価をお願いしているものであります。

本日は、今回の懇話会委員の改選により4名の方が新たに委員に御就任いただいておりますので、まず、本市の人権施策を推進するうえでの基本的な考え方を示しております人権文化推進計画の概要について御説明させていただきます。

次に、京都市人権文化推進計画に係る平成28年度事業計画について御報告いたします。この事業計画につきましては、「人権文化推進計画」の「第4章 計画の推進」において、「毎年度、具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行う」と定めていることから、毎年度作成し、この懇話会において委員の皆様から御助言・御意見等をいただいているものであります。

資料の確認と、議題の説明は以上でございます。

2 議題

(1) 京都市人権文化推進計画の概要について

○薬師寺座長

それでは、最初に京都市人権文化推進計画の概要について事務局から説明をお願いします。

○東人権文化推進課長

人権文化推進課長の東です。よろしく申し上げます。

人権文化推進計画の概要について説明させていただきます。

お配りしています資料、「京都市人権文化推進計画」の概要版を御覧ください。

この計画は、市政の基本方針である京都市基本計画に基づく分野別計画として、平成27年度から10年間を計画期間として、この懇話会からも多くのご意見をいただきながら、昨年2月に策定したものです。

計画は4章建てとなっております。まず、第1章が「基本的な考え方」です。

一番上の表題のところにあるのが基本理念でして、「ひとがつながり みんなでつくる やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」を掲げています。計画の考え方を分かりやすく、短いフレーズにまとめて親しみをもってもらうため、今回の計画で新たに設けたものです。

意味合いとしては、「ひとりひとりが、互いに認め合い、つながりを持ち、支え合いながら」笑顔で楽しく暮らしていける、そのような「人権文化の息づくまち・京都」を行政と市民が一緒になってつくっていくということを、示したものです。

次に、計画を進め10年後にどんなまちにしていくのかという「計画の目標」として3点あります。①市民や企業が人権文化の構築に向けて、それぞれの場面で行動している。②ひとりひとりの能力が発揮できるよう、お互いを認め、支え合っている。③人権に関わる問題が起きたときに安心して相談ができ、助けを受けられる、そういう状況にしていくことを目標としています。

そのためにどのように進めていくのかという基本方針を4点あげています。1点目として、京都市は市民と協働して、まちに人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めていきます。この人権文化の土壌は、豊かな地域社会をつくる基盤となるものと考えています。2点目として、本市において様々な施策を行う際に常に人権の視点から点検を行い進めていきます。3点目として、世の中、社会状況の変化に注意を払いながら、状況に応じた取組を進めていきます。4点目として役所内部の縦割りをなくし、関係部局の連権の下、総合的に人権施策を進めていくこととしています。

1枚おめくりいただき、左側のページを御覧ください。

第2章は各重要課題についてです。

人権に関する重要課題として、女性、子ども、高齢者など11の課題を挙げています。以前の計画では8でしたが、人権を巡る社会状況の変化に適切に対応するため、「新規」と記載しております「安心して働き続けられる職場づくり」、「犯罪被害者等の人権尊重」、「高度情報化社会における人権尊重」の3つを新たに追加しております。

概要版では、それぞれの課題について、施策の方向性を掲載しております。計画本冊では、これに加えて、「主な課題」、「今後の施策の在り方」と実施する具体的な内容を掲げています。また、人権に関わる課題が生じた場合の相談先

も掲載しています。個々の説明は、後の議題2で触れますのでここでは省かせていただきます。

続きまして、右側のページを御覧ください。「第3章 人権施策の推進」についてです。人権に関する施策を、「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」の3つに分類して、それぞれの面から取組を進めることとしています。

まず、「1 教育・啓発」につきましては、市民一人一人が人権の大切さを知り、人権文化を構築していくために、教育と啓発の取組を、市民、企業などと協力して、きめ細かく効果的に進めていきます。

その中で、(1)「人権教育」では、3つの取組を進めてまいります。「家庭教育」では、大人も子どもも人権感覚を高めることができる家庭教育が進められるよう、学校・保育園などの保護者対象の講座などを活用して取り組んでまいります。「学校などでの人権教育」では、学校、幼稚園、保育園で、人権尊重を規範とした日常の行動が取れる子どもの育成に取り組めます。「社会教育」では、PTAや地域団体等への活動支援を通じて、すべての人々の人権を尊重する機運づくりを図ります。

次に(2)「人権啓発」では、「市民への啓発」と新たな項目の「企業・団体等への啓発」を柱に取組を進めてまいります。「市民への啓発」では、より多くの市民に人権に対する関心をもってもらえるよう、まず、「広報」に重点的に取り組んだうえで、「学習機会の提供」や「市民の自主的な取組の支援」に重点を移していきます。京都は学生のまちですので、学生への情報提供なども進めてまいります。その一つとして、ソーシャル・ネットワーキング・サービスなども活用して、特に若い人に情報が届くよう取組も始めています。「企業・団体等への啓発」では、企業には、ワーク・ライフ・バランスの実現やセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止など、人権の視点からの取組について、担うべき役割に大きなものがあることから、企業の取組への支援を進めていくこととしています。

教育・啓発を進めていくに当たってのイメージを下の図に示しています。京都市、京都地方法務局などの関係機関、大学・研究機関と連携しながら、企業・団体を支援し、連携や協力をして進めていくものとしております。

裏のページを御覧ください。「2 保障」についてです。

虐待や差別などの人権侵害を受けている人や人権が侵されやすい人々の状況改善のための「人権保障」の取組につきましては、先ほど第2章のところで御説明させていただきました各重要課題における分野別計画等の取組に基づいて進めていくこととしています。具体的な内容は、第2章に掲載しています。

「3 相談・救済」についてです。

人権上の問題が起きた時に適切な機関・窓口で相談ができ、スムーズな救済が図られるよう、相談体制の充実や関係機関の連携充実を進めることとしています。また、人権に関する相談や調査などを行う「人権擁護委員」の活動を広く市民に知ってもらうとともに、活動が更に充実されるよう「人権擁護委員活動との連携」を新たな項目として掲げております。

「第4章 計画の推進」についてです。

計画の推進体制として、市役所内部に設置している副市長をトップとする「人権文化推進会議」を中心に、計画の内容について関係部局で連携を図り、協力して進めていきます。また、本日の議題にもございますが、毎年度、具体的な事業計画書や報告書を作成し、この懇話会において御意見・評価をいただき、その内容を施策に反映させていくこととしています。

「議題1 京都市人権文化推進計画の概要」の説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

ただいまの事務局からの説明について、何か御質問などはありますか。

人権擁護委員との連携と書かれていて、人権擁護委員は様々な役割を期待されていると思いますが、その辺りはどのように反映されているのでしょうか。

○東人権文化推進課長

現在、京都市内に人権擁護委員は45名いて、委員代表者と京都市で意見交換会を開催しています。人権擁護委員の認知度が低いという市民意識調査の結果も出ており、課題となっています。

○山森委員

「2 保障」の説明文の中に「人権が侵されやすい人々の状況を改善していくため…」とありますが、予防的なことも念頭に置いて取組を行っているということでしょうか。

○東人権文化推進課長

保障の部分、例えば、子どもの虐待の施策でいえば、虐待があった場合、すぐに救済するという取組とともに、虐待自体の予防啓発の取組もあります。啓発、予防、救済まで幅広い意味で保障という言葉を使っています。

○薬師寺座長

後ほど意見を出してもらっても結構です。

次に「京都市人権文化推進計画 平成28年度事業計画」について、事務局から説明をお願いします。

(2) 京都市人権文化推進計画 平成28年度事業計画について

○東人権文化推進課長

それでは、「京都市人権文化推進計画 平成28年度事業計画」について、資料に基づき説明させていただきます。この資料は、計画に基づき28年度に実施します事業について取りまとめたものです。

事業計画につきましては、平成28年度から書式を変更しておりますので、変更点も併せて説明させていただきます。資料1「平成28年度事業計画」を1枚おめくりいただき、右側のページの「概要」を御覧ください。

人権文化推進計画では、計画の第2章の「各重要課題」、第3章の「人権施策の推進」及び第4章の「計画の推進」を進行管理の対象としていますが、これまでの事業計画では、第2章の「各重要課題」を中心に主な取組の概要をまとめ、第3章、第4章の部分についてはその中に含めていたため、どのような取組が実施予定であるのかが見えにくくなっており、この懇話会でも御意見をいただいていたいました。

そこで28年度からは、進行管理の対象である第2章から第4章について、それぞれ「Ⅰ 各重要課題の取組」、「Ⅱ 教育・啓発、相談・救済の取組」、「Ⅲ 計画の推進に関する取組」に分類し、計画に定められたそれぞれの実施施策ごとに、取組事業名を記載し、具体的にどのような取組が予定されているのかが明確になるよう変更しております。また、各取組の詳細につきましては、資料2の「参考：各局区別取組事業一覧」に記載しております。

平成28年度は、全体で481事業に取り組みこととしており、内訳としまして、継続事業が470件、改善等事業が11件となっております。資料中の取組事業につきましては、凡例にございますように、昨年度と同様の事業内容のものについては、継続事業として中点で、昨年度から改善・充実したものについては、改善等事業は一重丸で記載しております。その下の取組事業掲載例を御覧ください。事業名の右側の括弧書きの内容ですが、当該事業の具体的な内容が、横長の資料2「各局区別取組事業一覧」の中でどこに書かれているのかを示しております。

1枚おめくりいただき、1ページを御覧ください。ここからが事業計画の内容となります。「1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」で

す。ここでの記載方法ですが、「主な課題」の部分は、計画に記載されている課題をそのまま掲載しております。「実施施策」は計画に掲げられている施策名を掲載し、平成28年度に実施する具体的な取組事業名を掲げています。

女性における主な課題として、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図ることの必要性、DVに対する様々な支援を総合的に、迅速に取り組むことなどを挙げております。これらを踏まえて、実施する主な施策についてですが、(1)「DV対策」では、「京都市DV対策基本計画」に基づき、DV相談支援センターにおける相談、自立支援に加え、平成28年度には新たに若年層を対象にデートDVをテーマとした啓発ビデオを製作し、市内の中学校、高等学校等と連携した取組を進めてまいります。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。(5)「全般に関わる取組」として、男女共同参画推進のための拠点施設である「ウイングス京都」において、多様なニーズに対応した情報提供、研修、相談事業などの様々な取組を展開してまいります。

3ページを御覧ください。「2 子どもを共に育む社会づくり」です。主な課題として、児童虐待に対する相談体制の強化や、小中学校における不登校やいじめの問題、ひとり親家庭におけるきめ細やかな支援の必要性、携帯電話・スマートフォンの危険性や依存性の問題などがあります。

実施施策では、(2)「児童虐待対策の推進」では、1つ目の「児童虐待に係る広報啓発」のほか、「子ども虐待SOS専用電話」等により児童相談所において通告・相談を受け付けてまいります。(3)「不登校、いじめ、問題行動」では、「いじめ防止条例」に基づく取組を推進するとともに、1枚おめくりいただき、一番上の「心の居場所づくり推進事業」では、不登校、いじめなどの早期発見や予防のための取組として、平成28年度はスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を行ってまいります。

5ページを御覧ください。(8)「携帯電話・インターネット」では、市民や事業者と連携し、携帯電話・インターネットの不適切利用防止対策を推進し、平成28年度からは小中学生が課題を理解して自ら解決策を考える授業モデルを導入してまいります。

6ページを御覧ください。「3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」です。主な課題として、今後、高齢化の加速度的な進展が見込まれる中で世代を超えて支え合う意識の共有の必要性、認知症・ひとり暮らし高齢者

や虐待への対応の問題などがあります。

実施施策としまして、(1)「虐待」では、「高齢者虐待シェルター確保事業」や講演会、研修会などを行う「高齢者虐待防止事業」を実施してまいります。(3)「認知症対策」につきましては、認知症への正しい理解の普及啓発や、認知症高齢者の早期発見・早期診断に向けた体制構築のため、「～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業」などの取組を行ってまいります。

1枚おめくりいただき、8ページを御覧ください。「4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」でございます。主な課題として、支援ニーズの多様化を踏まえた対応の必要性、道路・建築物等のバリアフリー化の更なる推進、障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組の推進などがあります。

実施施策としまして、(2)「障害のある人の権利擁護の促進」では、障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができる社会を築くため、本年4月から施行される障害者差別解消法を踏まえ、本市として統一的な考え方のもとで対応ができるよう策定した「京都市対応要領」に基づき取組を進めていくほか、リーフレットの配布などの市民等に対する啓発を実施してまいります。9ページを御覧ください。(6)「相談支援」では、地域における相談支援の強化のため、障害者地域生活支援センターにおいて「障害者24時間相談体制構築モデル事業」を実施するなどの取組を進めてまいります。

2枚おめくりいただき、12ページを御覧ください。「5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」です。主な課題として、インターネット上への悪質な書き込みや身元調査等による戸籍の不正取得防止に向けた取組、また、引き続き人権教育、啓発に取り組む必要があります。実施施策といたしましては、(1)「第三者による住民票の写し等の不正取得防止」では、引き続き「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めてまいります。(2)「啓発」につきましては、市内の企業等に対する公正な採用選考の実施の働きかけのほか、後程説明します教育、啓発の取組の中でも実施してまいります。

13ページを御覧ください。「6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重」です。主な課題として、民族や国籍を理由とする偏見や誹謗中傷、言葉や文化の違いによる日常生活での支障や社会からの孤立の問題があります。実施施策としましては、(2)「生活支援」では、「医療通訳派遣事業」や「外国人のための住宅支援事業」のほか、「GKP キャリアガイダンス&ジョブフェア」は、日本での就職を目指す留学生を支援するため、就職活動に関する情報提供、採用担当者との交流会を実施しているものですが、平成28年度からは、就職

機会をさらに拡大するため中小の京都地場企業の情報提供等を実施してまいります。(3)「多文化共生の地域づくり」では、外国籍市民等が活躍できる機会の提供や地域住民との交流のため、「国際文化市民交流促進サポート事業」などの取組を行います。

15ページを御覧ください。「7 安心して働き続けられる職場づくり」です。主な課題として、仕事と家庭、地域活動や社会貢献などにも積極的に参加して生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」の認知度向上や企業への支援、また、職場におけるパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの問題があります。実施施策としましては、(1)「真のワーク・ライフ・バランスの促進」では、IT等を利用した啓発の強化を図るとともに、企業の職場環境整備を支援してまいります。平成28年度は、「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」の中間年度に当たることから、計画の見直しを実施いたします。(2)「啓発・広報」では、人権尊重を基盤とする企業活動の推進を図るため、引き続き、企業向け人権啓発講座の開催等に取り組んでまいります。

16ページを御覧ください。「8 感染症患者等の人権尊重」です。主な課題として、青少年に加えて中高年にも、感染症についての正しい知識の普及啓発に取り組んでいく必要があること、感染症患者への差別・偏見による施設への入居拒否や就業拒否などの問題があります。実施施策としましては、相談・検査を引き続き実施するとともに、(3)「啓発」では、AIDS文化フォーラムの開催など、正しい理解のため様々な啓発活動を行います。(4)「教育」では、感染症に関する正しい知識の伝達、予防方法の指導など「学校におけるエイズ教育の推進」を行ってまいります。

17ページを御覧ください。「9 犯罪被害者等の人権尊重」です。主な課題として、犯罪被害者やその家族は、十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれることが多いこと、犯罪被害後に捜査、報道等の負担や周囲の理解不足から更に苦しむ二次的被害の問題があります。実施施策としましては、(1)「支援対策」では、犯罪被害者支援総合窓口における相談や必要な情報の提供、(2)「啓発・教育」では、犯罪被害者が置かれている状況や支援について市民や事業者が理解を深めるための広報啓発など、犯罪被害者支援に取り組んでまいります。

18ページを御覧ください。「10 ホームレスの人権尊重と自立支援」です。

主な課題として、ホームレスの高齢化や路上生活の長期化、ホームレスへの暴力、嫌がらせ等の問題があります。実施施策につきましては、(1)「勤労」、(2)「社会参加」、(3)「相談」の観点から「ホームレスの自立の支援」を行ってまいります。

19ページを御覧ください。「11 高度情報化社会における人権尊重」です。主な課題として、行政、民間を問わず個人情報の漏えいやSNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）等において他人への誹謗中傷や差別を助長する表現が掲載される事例が頻発していることなどがあります。実施施策につきましては、(1)「携帯電話・インターネット」では、先ほど御紹介した「不適切利用防止対策の推進」や2つ目の「高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発」を行ってまいります。

20ページを御覧ください。「12 様々な課題」につきましては、社会情勢の変化に伴い見受けられるようになっている様々な課題、LGBT等の性的少数者や刑を終えて出所した人に対する人権問題などにつきましても、正しく理解されるよう積極的に教育・啓発を推進してまいります。

21ページを御覧ください。ここでは平成28年度に取り組む事業の中で、複数の重要課題に関わる取組事業を掲載しております。

22ページを御覧ください。次に「II 教育・啓発、相談・救済の取組」についてです。「1 教育・啓発」では、主な課題として、広く市民に関心を持ってもらえるような取組、若い世代への情報発信など、対象や関心に応じたきめ細かな取組が必要です。(1)「人権教育」での実施施策では、「ア 家庭教育」では、「京都はぐくみ憲章」の理念を踏まえ、人権感覚を高めることができる家庭教育を推進するため、3つ目の「各学校・幼稚園における保護者対象の学習会」やその下の「家庭教育新聞の内容充実」などを行ってまいります。

「イ 学校等における人権教育」では、(イ)「学校」の2つ目本市における人権教育の指針である「学校における人権教育」をすすめるにあたって「に基づいた人権教育」の取組を行ってまいります。

23ページを御覧ください。「ウ 社会教育」では、PTAや地域団体への支援、また、生涯学習としても人権をテーマとした講演等を行ってまいります。

(2)「人権啓発」について、「ア 市民への啓発等」では、より多くの市民が関心を持てるように「広報」の取組として、6つ目の「人権ゆかりの地の情報

発信」やその次の「フェイスブックページを活用した情報発信」などを、「学習機会の提供」の取組として、1つ目の各区・支所で実施している「人権に関する講演会、映画鑑賞会」をはじめ、各種講座や啓発イベントなどを行ってまいります。24ページに移りまして、自主的な取組の支援については、3つ目ですが、市民が行います「人権啓発活動への補助」などを引き続き行ってまいります。「イ 企業・団体等への啓発」では、企業等において、人権尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくりなどが、その社会的責任として取り組まれるよう、1つ目の「企業等に対する公正な採用選考の実施の働き掛け」やその次の「企業向け人権啓発講座」などを行ってまいります。また、「ウ 関係機関等との連携」も引続き進めてまいります。

25ページを御覧ください。「2 相談・救済」についてです。主な課題として、人権相談・救済に関する窓口の一層の周知と相談体制の充実、関係機関のネットワーク強化を挙げております。実施施策としては、(1)「各種の相談に応えられる体制の充実」では、平成28年度から市民ニーズを踏まえて夜間相談枠等を充実させる「京都市民法律相談事業」などを引き続き行ってまいります。(3)「人権擁護委員活動との連携」では、活動を支援するため、本市の実施事業において人権擁護委員の活動の機会を設けるなどしておりますが、平成28年度には本市からの人権擁護委員の推薦人数を拡大するための取組を進めることとしております。また、(4)「相談機関等に関する情報の周知」として、「京都市人権相談マップ」を引き続き発行してまいります。

26ページを御覧ください。最後に、「Ⅲ 計画の推進に関する取組」についてでございます。「1 推進体制と職員研修」に関しては、庁内組織である「人権文化推進会議」を中心に緊密に連携を取りながら総合的、効果的に施策を推進するとともに、職員が人権尊重を基礎として行動できるよう各種の職員研修を行ってまいります。

27ページの「3 進行管理と評価」については、人権に関する取組の進捗状況をパンフレット「人権レポート」やインターネットで市民に発信するとともに、この懇話会でも実施事業の評価をしていただきます。

長くなりましたが説明については、以上でございます。

○薬師寺座長

膨大な計画の全体を説明いただきましたが、ただ今の事務局からの説明について、何か質問等はございますか。

最初に全体の構造ですが、昨年にこの計画が策定され、実施年度も平成28年度ということでまだ新しいため、昨年度にも行われていた事業も多くあり、それが進行中であります。平成28年度を取組事業ということで481事業のうち、多くはまだ継続ということ、つまりやりかけた事業を重点的に成功させていくということに重点を置いている、その中で課題が出てきており、改善を図った取組が11事業であるというのが、今回の大きな趣旨であると理解してよいでしょうか。

○東課長

今、座長がおっしゃいましたように、今年度も行っています事業のほとんどは、まだまだ必要性があるということで継続してやっていくものでございます。

その中の11事業は、内容を工夫しながら、改善も加えながら進めていくということで、改善等事業として挙げさせていただいております。

○薬師寺座長

そのほか、どうでしょうか。

○直野委員

障害者差別解消法が4月から施行されますが、それに併せて京都市の対応要領、その資料はないのでしょうか。

○東課長

前回、7月の懇話会のときに、途中経過でしたが取組状況を御説明させていただきました。その後、最終的に固まったものが、すでにインターネット等で公表はさせていただいておりますが、本日は資料としては用意しておりませんでした。至急用意して、お配りさせていただきます。

○直野委員

前回そのような話があったので、ここに出てくるかなと思いました。

それから障害者差別解消法の中で、「合理的配慮」という少し分かりにくい概念があります。地方公共団体では義務化されていますが、一般の企業等に対しては努力義務であります。その努力義務を理解されている企業も多くあると思いますが、啓発しないと分からないので、その周知徹底をどういった方法でされているのかをお尋ねします。

○徳永課長（障害保健福祉推進室）

障害保健福祉推進室の徳永でございます。

法が施行され、京都市におきましても、京都市対応要綱を策定しております。法で定められております民間事業者に対しましても、差別的取扱いについては禁止、それから合理的配慮の提供については努力義務となっております。

京都市といたしましても、事業者の皆様や市民の皆様に、「こういう法律ができました。」「こういうことが市民や事業者の皆様にも求められています。」ということをもっと知っていただくということが、一番大事なのかなと思っております。

法律が施行されたということに関しては、3月号の「市民しんぶん」にも載せているところですが、4月に入りましたら、4月号の「市民しんぶん」にも掲載する予定としております。また、地下鉄、市バスの車内広告にポスターを掲出していこうと思っております。併せて、市役所前やゼスト御池、京都駅前にある電光掲示板を活用して、法律ができたということの周知を図っていこうと思っております。

さらに、企業向けという面からいいますと、京都商工会議所や京都経済同友会といった企業団体もございますので、そういった団体を通じて法の趣旨や、民間に求められている合理的配慮の提供等についても周知していきたいと思っております。以上でございます。

○薬師寺座長

関連した、あるいはその他の項目でも結構ですが。

○表委員

その他の項目になりますが、重点課題の1点目の「女性と男性が互いに人権を尊重し支えあうまちづくり」の部分で、保育所のことについてお聞きします。2ページの最後の部分に「第4次 きょうと男女共同参画推進プランの推進」という取組がありますが、男女共同参画審議会において中間報告が話合われた際に京都市では待機児童がゼロだという報告がありましたが、京都市の保育課では、潜在待機児童について把握されているのかということと、それから京都市は私立宗教法人が経営しているような小さな保育所が多く、認可されているけれども賃金が安いというような、状況もあるのではないかと思います。

そのような状況を改善するという話は出ているのか。これは雇用を継続する上でもすごく大事なことで、教えていただきたいと思っております。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。もう少し意見や質問を出してもらってから、関連する項目を併せて回答するようにしましょう。他に何か関連する質問やその他の点で結構ですので、御質問、御意見等はございますか。

○森委員

森でございます。働く権利という観点から少しお話をさせていただきたいのですが、実は私は、京都府の人権教育啓発推進懇話会にも関わっておりまして、そこでも申し上げているのですが、例えば、障害者の方を抱えている家庭に対しては、いろいろサポート体制がある程度整っていると思いますが、ただ、障害者の方の介護はどうしても御家族の方が世話をされることとなります。そのことによって、働きたくても働けないという状況も出てきます。

介護イコール高齢者というような見方がものすごく根強くあると思いますが、その1点に集中させてしまうと、こぼれてしまい目の行き届かない施策になっていくと思います。障害者の方、御本人の人権尊重もそうですけども、サポートされている御家族の方のいろいろな人権尊重として、働く権利の問題について、そこをきちっとサポートできるような体制づくりが必要ではないかと思えます。

男性と女性が互いに人権を尊重し合うと言いましても、1ページのところにも書いてありますが、就業率が女性で6割、男性で8割という実態から、どうしても親の介護などの状況を見ますと、女性、妻が実の親や義理の親の介護をしているという社会的な一つ傾向がまだまだ強いと思えます。私の職場でも、介護休業という制度がありますが、なかなかそれを取れるような社内的な体制、理解がまだまだ進んでいないのではないかなと思います。その点について、行政として各事業団体を含めて、どのような点に重点を置いて啓発活動をこれまで以上にされようとしているのかを聞かせいただきたい。

○薬師寺座長

その他、関連する質問がありましたら、どうぞ。

○安保委員

高齢者の問題と関連して、計画をつくる際にもやはり介護する側というか、ケアをする側の問題についても議論があったと思います。そのケアをする側にもいろんな層があり、若い層、ヤングケアラーがいわゆる高齢者というか、自分の親のケアをしているという場合もあります。高齢者同士でのケアを支援する団体とかもあります。一定、年齢層が高いので、若い層がケアをしている

場合に、その若い人が相談に行くところとか、介護の問題について語れる場がないという問題があります。大学生でも自分が親の介護をしながら、アルバイトもして支えている方もいますので、そういうケアする層のこと含めて、もう少し広い層のことを考えていくべきではないかと思います。

○直野委員

資料の中にあるのかよく分かりませんが、子どもの貧困が社会問題化している訳ですが、経済的支援を必要としている高校生や大学生に対する奨学金など、色々な支援制度があると思いますが、京都市の支援の取組や実情を聞かせていただきたいと思います。

特に一人親家庭、母子家庭の貧困率というのは、ほぼ50パーセントと言われており、そういった一人親家庭に対する支援というのは、生活困窮者事案になるのかもしれませんが、こういった取組をしているのか、今後どうしていくのかを聞かせていただきたいと思います。

○薬師寺座長

この辺りで一旦、出てきた御質問・御意見等について、現段階での御説明をいただいたうえで、更に議論を進めていきたいと思います。

○徳永課長（障害保健福祉推進室）

障害保健福祉推進室の徳永です。森委員からございました障害のある方の家族へのサポートに関する御意見についてです。

現在、障害のある方の企業への就職も年々増えてきているという状況で、企業での障害者雇用についての理解が進んできているということを実感しているところです。

また、一般企業への就職ができない比較的重度な方につきましても、障害サービスのほうで、継続的に支援を受けながら就労する就労継続支援というサービスもあります。また、もっと重い方には生活介護、デイサービスといった形で、日中の生活を支えるサービスというメニューがあり、年々利用が伸びてきているという状況です。

家族の方への支援の施策、事業としては、家族へのレスパイトサービスということもやっております。障害福祉サービスとは別に、家族の方が介護から一時離れてリフレッシュしてもらい、休息をしてもらうために障害のある方を一時お預かりして、日中、ショートステイも含めて施設で見るといったサービスも、障害施策の中でやっているところです。

いずれにしても、障害のある方を家族だけが支えるということではなく、そ

ういった制度を整え、社会全体で支えていくということが大切だと思っています。そういった観点で事業を進めています。以上です。

○薬師寺座長

その他の点でもお願いします。

○河原課長（児童家庭課）

児童家庭課担当課長の河原です。

先程、子どもの貧困の関係で、それらの方々や親御さんに対するフォローという点でお話がありましたが、一番有名な制度ですと、「児童扶養手当」が子どもの健やかな成長を支援するための手当の代表的なものです。

それに加え、進学のための貸付けということで、母子、父子、寡婦の福祉資金として、就学資金ですとか、就学の支度資金ですとか、そういった高等学校向けのものや短大、大学に進学するに当たっての就学資金についての貸付制度等が設けられています。

これらは、毎年、国のシステムの中でも改善がみられており、利息が減免のような格好で若干減ったり、就学に関する貸付けは無利息での貸付けであったりとか、母子、父子、寡婦など、それぞれの対象のお子さんを持たれる親御さんに対しての制度貸付制度があります。

あるいは、先ほどの奨学金の貸与制度では、日本学生支援機構や京都府高等学校等就学資金貸与制度など、色々な種類がありますが、そちらで進学のための貸付けというフォローがなされているのが現状です。以上でございます。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

男女共同参画推進課の寺井でございます。

まず、森委員から男性と女性の働きやすさ、社内風土や理解が進んでいないのではないかというような御指摘がありました。

一つの施策・事業としては、平成24年度ぐらいから真のワーク・ライフ・バランスを積極的に進めるということもあり、予算の上限はありますが、各企業に推進のための補助金を出させてもらう制度があります。

例えば、女性が働きやすいようにするための就業規則を作るための経費であるとか、あるいは女性従業員が産休・育休を取る際に代替りの従業員を雇うときの経費を補填する制度、あるいは在宅勤務を進める際に、そういう機器を購

入するということがございますので、そういったものを補助する制度です。

平成27年度は、23社の企業から応募いただき、補助金を出させていただきました、取組をしていただいております。

このほか、京都府や人権文化推進課とも一緒に、各企業向けのセミナー等を毎年開催しております。

さらに、今年度・来年度以降の大きな取組として、働き方の改革ですが、日本の社会は御存じのとおり、男性の長時間労働をベースとした働き方が、これまで中心でしたが、そうするとやはり女性が出産、育児という部分で女性にかなり比重が大きかったというものです。要するに長時間労働であると、いつまでも勤務し続けることができないということになり、辞めざるを得ないということで、当然、就業率も低くなっていくということになります。

そういったことに関して、京都市だけではなく、京都府、労働局、商工会議所をはじめとする経済団体、連合など、こういった関係機関が一緒になり、働き方の改革に向けた様々な取組をこれからやっていこうということで進めております。以上でございます。

○薬師寺座長

先ほどの質問の中で、障害者、高齢者のケアの問題、子どもの貧困の問題等についていくつか御回答をいただきましたが、いわゆる待機児童の問題、保育の問題、それから高齢者のケアをするために若年層もかなり関わってきているという問題に対する支援、あるいは啓発も含めた対応など、何か関連する点での説明はありますでしょうか。

○東人権文化推進課長

保育所の問題につきましては、保健福祉局の保育課が担当であり、ただ今、来ましたので説明させていただきます。介護に関しては、長寿福祉課が担当しております。申し訳ありませんが、本日は所用により欠席させていただきます。

○薬師寺座長

少し時間を置いてからでも結構ですので、後ほど、御説明をお願いします。他に御質問がありますか。

○山森委員

先ほど、レスパイトケアの説明をいただきありがとうございました。障害者

関係のケアという話が出ましたが、基本的には高齢者を介護する方、家族であるとか子どもとか、加えて子どもを養育する、ケアしている人のレスパイトケアとか、いろんなことが考えられると思います。

私の子どもが小さい時にちょっと預けようと思ったことがあります。子どもを育てているお母さんの中で、周りに家族がいないという場合に、一人で抱え込まずに、そういったお母さんに向けてのサービス、お母さんもたまには休みましようという保育のようなものを一度利用させていただいたことがあります。やはりそういった方々としては家族なりがケアをするのが当たり前だという発想があるので、実際に見聞きした中ではなかなか利用しにくい、そういう文化がまだまだあるのかなど、数年前に思ったことを思い出しました。

障害を持っている親がいて羽を伸ばして遊べないという、やはり何かそういう雰囲気があると思います。こういったいろいろな対策を通じて、そういう人権文化ができればよいと思いました。

○薬師寺座長

そのほか、関連する質問があればお願いします。

○直野委員

先ほど、子どもの貧困の問題で現状をお聞きしました中で、いずれも国の事業だったかと思いますが、京都市独自の事業というのはないのでしょうか。

また、留学生に対する何らかの援助策とかはされていますか。京都市では留学生を増やそうという計画があると思いますが、そういった面でのサポート体制のようなものはあるのか、お尋ねしたいと思います。

○薬師寺座長

そのほか関連する問題で、何かございませんでしょうか。それでは、先に先ほどの保育関連の質問の回答をお願いいたします。

○澤井担当課長（保育課）

遅れてまいりまして、申し訳ございません。潜在的待機児童の質問が出たということでお伺いしました。

待機児童の定義につきましては国から示されております。マスコミなどでは、例えば、保育所に入れなかったことをもって潜在的な待機児童とみなしている部分がありますが、国の定義では特定の保育所を希望される方やこの園でないと行かないというような方は除くようになっております。それが全国的なルールでして、そういったものをもって待機児童を計算するような形になっていま

す。

要するに実際に未入所と言っていますが、そういう方も含めて、実際には京都市にももちろんいて、京都市も把握しています。あと、東京都とかは認証保育所といいまして、いわゆる認可ではない保育所というのがあるのですが、京都市の場合はそういった保育所はありません。元々、昼間里親という独自制度がありましたが、そちらのほうは平成27年度から小規模保育という国の新しくできた制度のほうにすべて移行しております。このため、いわゆる認可外というところは、東京都などと比べるとあまりない状況です。

政令市レベルでしかわかりませんが、京都市の状況としては、就学前の子どもが実際どれだけ保育所に通っているかという割合があり、それは44.1%ということで、大体2人に1人は保育所に行けているという状況です。

○薬師寺座長

ほかの質問があれば、どうぞ。

○表委員

京都市だけの問題ではないと思いますが、京都市では、他の市町村に比べても小規模の私立保育所で認可されているというところがすごく多いと思います。

そういった保育所ではあまり賃金が高くないというような、全国的な状況と変わらないと思いますが、そこを改善していくことが必要ではないかと思います。そういうことが問題化されているのかというようなことを先ほどはお伺いしました。

○澤井担当課長（保育課）

全国的なところで言いますと、京都市は公立に比べて私立保育所の方が多い状況であります。実際に保育所で保育するに当たって、ゼロ歳児であれば保育士1人で3人を見るという国基準よりも、全部の歳児ではないですけども保育士のほうも手厚い形になっています。

さらに、処遇に関しての御意見がありましたが、本市ではプール制という制度により処遇を改善するということも含めまして、民間保育園さんに対して補助制度を持っております。全国的な保育所の賃金との比較で言いますと、本市の民間保育園の給与というのは1.4倍となっております。

○表委員

分かりました。ありがとうございます。

○薬師寺座長

ほかにありますか。

○山森委員

保育所の関連で、少し思ったことですが、丁度先週に息子の卒園式があったばかりで、先生方は、処遇改善という面はもちろん先にはあると思いますが、それ以外にも本当に多くの仕事をこなしています。

去年の9月まで、2年程イギリスに住んでおりました、そのときに小学校と保育所とを経験していますが、そこでの保育のあり方と比べると、やはりすごく無理をしすぎているような気がします。壁面装飾一つにしても、季節によって色々変えたり、その度に先生方が紙を切つてのりで貼って、色々な絵を描いたり、やっぱり子どものためになると思いますし、それはすごくありがたいことですので、それをやめろ、やめてほしいと言うわけではないのですが、そのことで労働時間が延びるとか、負担になるようでは、人権という観点から考えると、はしょると言ったら悪いですけども、そういう面での改善のあり方もあるのかなと思いました。

○薬師寺座長

先ほどの留学生あるいは外国籍の質問に関してはいかがでしょうか。

○藤田係長（国際化推進室）

国際化推進室の藤田と申します。留学生についての御質問がありましたので、答えさせていただきます。

京都市では、現在、平成27年度の留学生数が約7,000名になっております。それを平成32年までに1万5,000人まで増やそうということで、京都市全体的な取組をしております。平成27年度に留学生スタディ京都ネットワークという事務局を立ち上げて運営をしており、その中でいろいろな部局が連携して留学生の施策に取り組んでいます。

具体的に言いますと、生活支援、住宅支援、就職支援など、留学生に対する様々な支援があると思いますが、補助ということで具体的な取組を挙げさせていただきます。

留学生に対する国民健康保険料補助事業を京都市で実施しております。私費の留学生が対象ですが、経済的にしんどいという方も多いため、私費留学生を対象にして、国民保健料の一部を補助するという事業を京都市では行っております。

それ以外では、留学生優待プログラムという事業を実施しております。具体

的には京都に数多くある文化施設で、文化芸術に親しんでいただくということで、二条城、動物園、美術館などの公共施設への無料入場の取組を行っています。

それ以外にも、時代祭のイベントでの無料招待など、そういう文化にも触れていただいて、それを持ち帰っていただくという取組を行っています。以上でございます。

○河原課長（児童家庭課）

先ほどの児童の関係ところで国の制度ばかりではないかという御指摘をいただいておりますが、京都市のいわゆる単費で支給しているものとしては、児童養護施設や母子生活支援施設のお子さんが就職、就学、あるいは退所をされて住宅の確保をされる場合や大学等に進学されるといった際に、その時々をとらまえて、お金の方を支給しております。就職・就学支度金として、その折に8万円を支給したり、退所児童の自立拠点確保の事業として、住宅確保等に関して、退所後の2年間に渡って、退所された施設に対して月3万円を支給したり、大学等に進学される場合に年間の学費の2分の1、上限は36万円ですけれども、退所されて大学等の3～4年次の2箇年に渡りまして、進学に必要な部分のフォローという形で支給しておるもの等々、京都市独自のシステムとして支給しているという制度がございます。以上でございます。

○薬師寺座長

そのほか、何かございますか。

一つお聞きしますが、最初のところで、実は10いくつかの改善事業をしているとの説明がありました。事業を始めていきますと、当初計画を作ったときに想定していた数よりも増加している、例えば1ページのところで、ドメスティックバイオレンスが全国的に増加傾向だと書かれていますが、京都では、どうなっているのか。そうした場合に、当初予定した見込みよりも増加した場合に、やはり規模を増やしていくなり、対処しなければならない状況が発生した場合の対応として、そういう点で改善が行われたものがあるのかどうかを教えてください。

とりわけ、最近、京都駅から二条に通うぐらいでも、随分外国の人が増えています。皆さんも実感されていると思いますが、これは東京オリンピックに向けてますます増えるだろうと思います。

3年前の事業では、日本に來られる外国の方の想定が1,100万人であったものが、今1,900万人を超えているとなると、これは10年後に2,000万人を超えているという事態になったときに、外国人旅行者とともにこれ

からは定住者についても対応することが必要になるになると思います。

特に様々な外国の国から人が来られると、いくつかの緊急対応が必要になってくると思います。それは風邪であったり、インフルエンザであったりといういろんな問題が出てくる可能性があり、必ずしも人権とは言い切れないものもあります。この計画の中である程度そういうものへの対応、拡大するニーズへの対応についての検討というのはどのようにされているか、お答えいただける点があれば、何か示唆いただければと思います。

○藤田係長（国際化推進室）

答えられる範囲で答えさせていただきます。

今、座長からありましたように、市内を歩いていますと、もう外国人の方が非常に多くいるという状況の中で、やはり市全体の問題であるかと思っています。観光や国際の部署、そういうところと連携した取組というのが非常に大事なことかなと思っています。

生活支援という部分や在住外国人に対する支援という部分にも重なってくるかもしれませんが、風邪というお話もありましたので、具体例では、医療通訳派遣事業というものを京都市では行っています。

京都赤十字病院など、四つの大きな病院が対象になってきますが、ネイチャーの方が母国語でしかしゃべれないというようなケースもございますので、そういった方が受診される際に通訳を派遣して、病院側との取次ぎをするような事業を京都市では行っています。

それ以外のものとして、行政通訳相談事業という取組を行っています。これは同じような事業にはなりますが、例えば市役所の窓口などに日本語を話せない方がいらっしゃった際に、電話で3者通訳するような形にはなりますが、通訳をして、対応させていただくというような取組を京都市では行っています。

○菅野課長（教育委員会学校指導課）

教育委員会の学校指導課の菅野と申します。今の回答に少し付け加えさせていただきます。先ほど留学生の話もありましたが、一緒に日本にお子さんも来られる児童・生徒が小中学校にかなり増えている状況がございます。

そういった子どもたちに対して、教育委員会でも、子どもたちが学校に適応できるように、生活でもそういった日本語を使えるように、来年度に向けて日本語指導体制の充実ということで新しく予算も付けて、学校での日本語指導の充実も図っているところです。

○薬師寺座長

先ほど、新たに対応要領を配布していただきましたが、何か説明を付け加えるような点はございますか。

○徳永課長（障害保険福祉推進室）

障害保健福祉推進室の徳永でございます。今お配りをしましたのが京都市の対応要領ということですが、少しボリュームもありますので、中の細かい説明は割愛させていただき、またお読みいただくということでお願いします。

本市の対応要領の特徴といたしましては、いわゆる市長部局だけではなくて、これを適用する対象を教育委員会などの行政委員会や公営企業である交通局や上下水道局、さらに独立行政法人である市立病院機構や芸術大学、そういったところも対象に加えて、オール京都市でこの対応要領に基づいて取組を進めるということで、広く対象をとらえているというところが一つあります。

また、他都市の対応要領でも、不当な差別的取扱いや合理的配慮がどのようなものかという解説は掲載されていますが、京都市では、環境の整備という点についても、独立した項目を立てて対応要領に載せております。

合理的配慮は、障害のある方から申し出があった際に、どのような調整・工夫をするかという個別対応になりますけれども、環境の整備というのはそういった合理的配慮ができるような環境、しやすい環境、または、元々そういったバリアにならないような環境を整えていくという取組ですが、そういったところの取組が大事であるという考えのもとで、環境の整備についても、項目立てをしています。

その環境の整備については、ユニバーサルデザインの取組と方向性が合致するところが多いので、そのような取組を踏まえて、環境の整備を推進していくという形にしています。

それから障害者差別に関する相談体制につきましても、市の各所管課が、それぞれの担当している事業に関しての窓口になるという形を取っており、対応が困難な事例については、人権行政推進主任である各局の庶務担当部長から助言・アドバイスを受けながら、対応していくという体制を取っています。

障害者差別解消の取組については、人権の取組でもあると考えて、そういったところとも連携をし、リンクしながら取組を進めていくということで策定をしています。以上でございます。

○薬師寺座長

かなり時間が迫っていますが、ほかにありますか。小山委員、岩淵副座長、いかがですか。

○岩渕副座長

こういった人権に関わる問題というのは、行政が何かすればいい、企業が何かすればいい、責任は企業だ、行政だということではなくて、もちろん行政として、制度として、また、企業としての取組の義務があるわけですが、地域の中で、こういった援助を受けたいけれども受けられない、申入れができないというようなところの人々がかなりいるのではないかと考えています。

市の職員が生活保護の受給者の自宅を訪問し、必要な書類を持っていった際に、出てこないというような話がありますが、御本人の話を聞くと、それは、公的扶助を受けていることについて、非常に心苦しい思いをしているので、周りから知られたくないというようなこともあったりして、SOSが発信できないという方も随分たくさんあるかと思うのです。

この資料を見たら481の事業があり、困ったときには、その人に対してかなりのことをしてもらえるとという制度になっているのではないかと考えます。ところがその申入れがなければ、また周りで世話をする誰かが、こんなことを言ってみたらとか、お願いできるのではなかとというようなことが言えなければ、やっぱりそこから進んでいかないのではないかと考えるわけです。

これからの課題というのは、10年の間に、どこかの責任で任すのではなくて、地域に住んでいる人々が、お互いの連携の中で、このキャッチフレーズにあるように、人がつながって、お互いが優しさあふれるというようなことをどれだけ徹底するかということに結局はなるのではないかと考えます。

そうすると地域の民生委員なり、社会福祉協議会なり、そういったところの人が、このことについて知っているかどうか、知らなくてもいいから、こういうところへ聞いたらいいのではないかと発信ができるようにしていくことこそ、様々なところに浸透していくポイントがあるのではないかと考えています。

最後は、地域ぐるみの人々のつながりの中でしか解決できないのではないかと考えています。そうでないと、全部を行政でやっていったら、行政がもたないと思います。何か問題があったら、それは制度がどうかなっている、もう少しそういう事業をすべきだとなり、事業をやれば部署がどんどん増えていくということにもなります。

やはり、徐々に事業を減らすことによって、お互いに支えあいができるような、そういう働きかけというのは、これから期待される部分かと私自身考えております。ただ、あなたもそれがどれだけできるのですかと言われると、どれだけできるのかということ、最後に自分に返さなければならないなということを思っている次第です。

○薬師寺座長

小山委員，感想でも結構ですが何かありますか。

○小山委員

僕は，同志社大学の学生ですが，友達に京都市の人権文化推進懇話会の市民委員になったと言うと，「何こいつ，暇なことをやっているんだ。」というようなことを言われたのですが，大学生にとっては，人権というものはをすごく抽象的であり，しかも高校生や中学生でもそうですが，部活動や受験勉強とかでとても忙しいということもあるので，そういう人たちに対して，どうやって人権文化を教育したりとか，間接的に影響を与えていくのかということについて，僕はすごく疑問を持っています。

その点について，ここで実効的な施策というか，どういう風に進めていくのかについて，僕はすごく興味があります。

○薬師寺座長

大事な若い人の世代から見た人権も，どんどんこういうところに反映すべきだと思いますので，是非よろしくお願いします。

実は，当初予定したよりも少し時間が食い込んでしまいましたが，活発な御議論をいただきました。先ほど申し上げましたように，平成28年度の計画を巡って疑問点や御意見ございましたら，市の方に出していただき，また市からも補足とか，そういうものがあれば委員の方にとという形で，そういうやり方でよろしいでしょうか。

ほかに質問がないようでしたら，これで事務局の方にマイクをお返しします。

○板倉共生社会推進担当部長

薬師寺先生，議事の進行，どうもありがとうございました。

本日たくさんの意見をいただきました。介護の問題，保育の問題，働き方の問題，外国人。あるいは，最後に副座長の方から，つながり合うこと，様々な御意見をいただきました。いずれも非常に大事なことだと思っております。それを理解していろいろな施策を進めておりますけども，なかなか十分に行き届かないところもあるのかなと思っております。本日いただいた御意見だけではなしに，発言いただいた趣旨もよく考えまして，これからの施策に生かせるように努力してまいりたいと考えております。

本日はお忙しい中，どうもありがとうございました。

次回の懇話会は，7月に開催する予定をしております。平成27年度の事業の実績について，御審議をいただく予定をしております。どうぞよろしくお願

いたします。

それでは、これもちまして、本日の人権文化推進懇話会を終了させていただきます。お忙しい中、どうもありがとうございました。

(終了)